

## 地域福祉フォーラムについて

### **1. 地域福祉フォーラムとは？**

地域福祉フォーラムとは、平成16年3月に策定された「第一次千葉県地域福祉支援計画」において、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる新たな地域福祉像（地域社会づくり）」の実現をめざすために提案された、支え合い・助け合いのネットワークのことであり、地域福祉に関係する様々な分野の団体や個人が参加・協働し「地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく組織（話し合いの場・共働の場）」のことです。この事業は、現計画である「第三次千葉県地域福祉支援計画（平成27年度～32年度までの6年計画）」においても引き続き推進される方向性となっています。

### **2. 地域福祉フォーラムの種類とは？**

地域福祉フォーラムの圏域別の種類は下記のとおりです。

(1) 小域地域福祉フォーラム	小学校区もしくは中学校区等の生活圏域を単位
(2) 基本地域福祉フォーラム	各市町村単位
(3) 千葉県地域福祉フォーラム	千葉県全域（※「地域福祉ちば県民会議」の名称で開催）

### **3. 地域福祉フォーラムの組織形態や参加メンバーは？**

地域福祉フォーラムの組織形態は地域の実情に応じた形態で良いこととなっています。また、参加メンバー（参加を呼び掛ける団体等）も地域の特性に合わせて構いません。

このうち小域地域福祉フォーラムについては、これまで千葉県が推進してきた「地域ぐるみ福祉ネットワーク」で構築された地区社会福祉協議会（支部・支会を含む）が中心となって進め、地区社協以外の様々な福祉関係団体、新たな地域福祉の担い手や福祉以外の分野の団体等に参加を呼びかけて開催する形態や、地区社協も含めた新たな組織を立ち上げるといったやり方が考えられます。

- これまで設置したほとんどの小域地域福祉フォーラムは地区社協が中心となって取り組んでおり、地域の様々な団体に参加を呼びかけて地域福祉フォーラムを開催するという形態です。
- 少數ですが、NPOや地域の市民活動団体が主体となったケースもありますが、この場合も地区社協は地域福祉フォーラムのメンバーの一員として話し合いの場に参加しています。

⇒地区社協以外の新たな組織を作らなければいけないということではありません

## ◎参加メンバーについて

次のような地域福祉・地域づくりに関係する個人・団体等が想定されます。

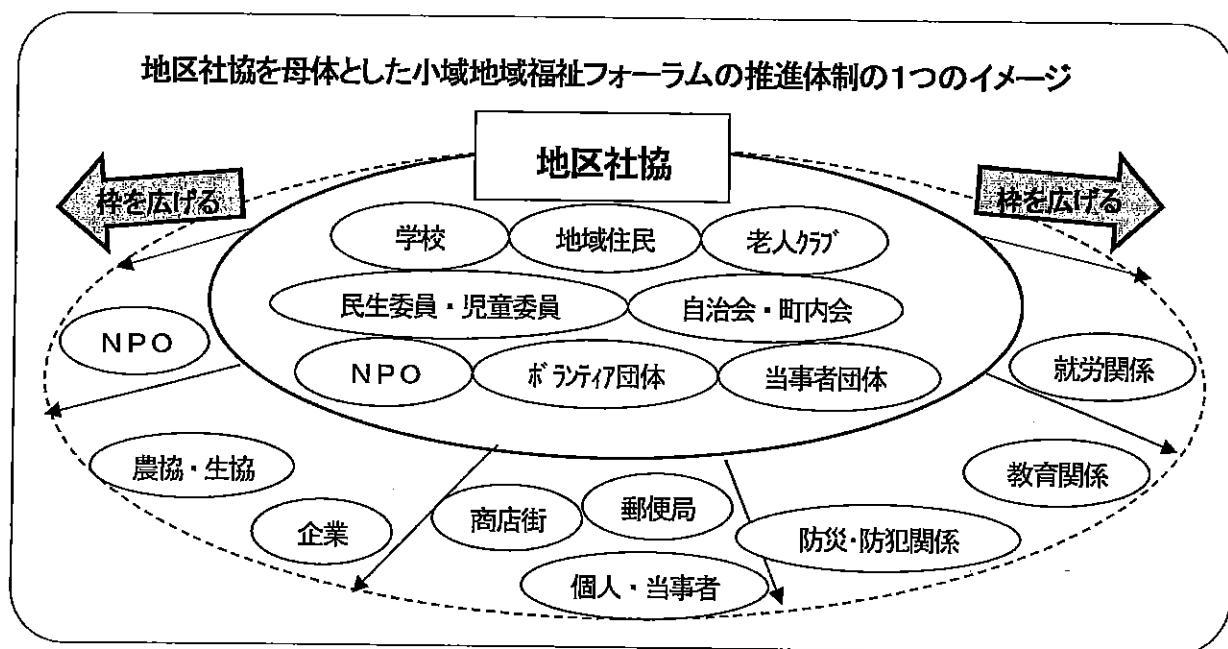
これまで地域福祉を担ってきた個人・団体等	地域住民、市町村および地区社会福祉協議会(支部・支会含む)、当事者、自治会・町内会、子ども会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校など
新たな地域福祉の担い手	農協、生協、郵便局、商店街、消防団、株式会社など
福祉以外の各分野の団体・個人	防災、防犯、就労、教育などの関係機関など

また、上記以外の団体や個人であっても参加を希望すれば誰でも自由に参加できることを前提とします。地域福祉を推進するための話し合いの場となるよう、できるだけ様々な団体や個人が参加することが望ましいと言えます。

## ◎事務局機能について

小域地域福祉フォーラムについては、これまでの小地域における活動で培ったネットワークを活用することが望まれることから、地区社会福祉協議会（支部・支会含む）は事務局機能を担いながら、地域福祉フォーラムを中心的に進めていく役割が期待されています。

地域福祉フォーラムの参考イメージ図（一例）

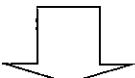


⇒ 今ある地区社協の構成メンバーからさらに枠を広げ、これまで地区社協とは関係性が薄かった団体や個人・当事者等にも参加を呼びかけ、自分たちの地域のことを一緒に考える機会（話し合いの場）として地域福祉フォーラムに取り組むイメージ。

#### 4. 地域福祉フォーラムはどういったことをするの？

##### ステップ1

地域福祉フォーラムでは、地域の様々な団体に参加を呼びかけ「話し合いの場」を設けることから始めていきます。その話し合いの場の中で、その地域でいま何が課題・問題等になっているのかを明確化したり、これからどういった地域づくりを進めたいかを協議しながら、各団体や個人がネットワークを構築していくことが基本的な取り組みとなります。



##### ステップ2

次のステップとしては、そうした課題等を解決や地域づくりを実現するため、地域でどういった方策・取り組み等が考えられるかを協議していくことになります。



##### ステップ3

さらに次のステップとしては、明確になった課題等に対して、例えば地域福祉フォーラムに参加している団体が相互に連携を図りながら、それぞれ役割分担して各団体が得意分野を活かして取り組んだり、一緒になって新たに事業を立ち上げたり、行政等に必要な提言を行うといった具体的な地域での取り組みへ発展していくことが期待されます。



##### ステップ4

加えて、こうした取り組みを市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の策定に活かし、地域で計画的に実践していくことも期待されます。

##### ◎地域の課題・問題等を明確化する方法（例）

地域福祉フォーラム（名称は「住民座談会」「地域福祉懇談会」「タウンミーティング」等自由に変えて構いません）として話し合いの場を設け、地区社協だけでなく、地域で活動している様々な団体と一緒に話し合ったり、住民に対してアンケート調査を行ったり、あるいはシンポジウムや勉強会を開いて広く住民の意見を集める等の方法が考えられます。

##### ◎次のステップとして地域で取り組む場合の活動例

- ①見守りネットワークの構築
- ②地域住民の自助・共助ネットワークの構築
- ③防災・防犯ネットワークの構築
- ④認知症高齢者、障害者、児童の権利擁護
- ⑤地域での子育て支援、子どもの見守り活動
- ⑥商店街の活性化
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧制度内・制度外サービス事業者の立上げ支援
- ⑨ボランティア・市民活動への参加促進
- ⑩誰もが気軽に立ち寄れる場所の整備
- ⑪地区の活動計画の策定 等々

地域福祉フォーラムの  
キーワードは  
・防災  
・見守り・支えあい  
・地区の活動計画の策定  
・人材育成

## <地域福祉フォーラムの大まかな流れ（一例）>

地区社協等で地域福祉フォーラムに取り組むかどうかを検討 ⇒ 取り組むことを決定



※必要に応じて市町村社協へ相談しながら進める

地域福祉フォーラムの助成申請手続き



※申請手続き・事業報告は毎年度おこなう

地域にある関係団体等に地域福祉フォーラムへの参加を呼びかけ



※参加団体は適宜増やしていくことでも可

地域福祉フォーラム（話し合いの場）の開催

○地域における生活・福祉課題等の把握、これから地域づくりについての検討等

○住民座談会、タウンミーティング

○住民アンケート

各団体の相互理解・ネットワークの構築を進める

○シンポジウム、研修会、勉強会 等々



地域の課題解決や住民ニーズ実現の方策の具体的検討・協議・共有化等



具体的な取り組みへ

※地区活動の計画化も意識して！

### 5. 地域福祉フォーラム設置支援事業助成金について

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金では、基金の目的である「自主的な民間福祉活動の促進・充実」を実現するため、地域福祉フォーラムの設置を支援しています。

◎平成25年度から、より柔軟に助成ができるよう制度改正を行いました。

#### (1) 対象となる事業

小城地域福祉フォーラム及び基本福祉フォーラムの設置及び設置後初期の運営・活動経費を助成対象とします。

(具体的な活動例)

- ①会議（フォーラム、住民座談会、タウンミーティング、懇話会、シンポジウム等）の開催
- ②フォーラム構成員、市町村等との連絡調整
- ③活動拠点となる事務所の設置及び維持管理
- ④フォーラムを通じて実施される具体的活動・取り組み

※ただし、例示以外でも本事業の趣旨、目的に合致した事業であれば対象とします。

## (2) 対象となる経費・期間

①対象経費	上記（1）の実施に直接要する活動費及び事務費 (会議費、旅費、諸謝金、需用費、役務費、賃借料、備品購入費等)
②助成期間	原則3年度間。ただし、地区の希望に応じて2～5年度の範囲内で助成。
③助成限度額	1地区あたり総額60万円以内。 各年度の助成額は地区の事業計画に基づき助成。

## (3) 応募予定期間・提出先

応募予定期間：平成30年3月15日～11月末日まで

提出先：小城地域福祉フォーラムの申請を行う場合、管轄する市町村社会福祉協議会（千葉市は各区社協事務所）へ提出してください。市町村社会福祉協議会は千葉県地域福祉フォーラム事務局（千葉県社会福祉協議会）へ提出してください。

## 6. 現在の県内での設置状況について

平成30年3月31日現在、31市町の基本地域福祉フォーラムと324地区の小域地域福祉フォーラム（計355フォーラム）が設置・展開されています。

社協名	基本 フォーラム	小域 フォーラム	地区 社協数	社協名	基本 フォーラム	小域 フォーラム	地区 社協数
千葉市	○	52	68	八街市	○	9	9
銚子市			13	印西市	○		8
市川市	○	6	14	白井市	○	6	7
船橋市	○	7	24	富里市			8
館山市	○	5	15	南房総市	○	13	16
木更津市	○	15	15	匝瑳市	○	7	11
松戸市	○	10	15	香取市	○	23	23
野田市			22	山武市	○	13	14
茂原市	○	13	13	いすみ市			12
成田市		3	16	大網白里市	○	5	5
佐倉市	○	8	14	酒々井町	○		0
東金市		1	12	栄町	○	1	0
旭市	○	7	16	神崎町	○		2
習志野市	○	11	16	多古町			6
柏市		3	22	東庄町			4
勝浦市			4	九十九里町	○	2	2
市原市		41	11	芝山町		2	7
流山市			16	横芝光町			7
八千代市	○	7	20	一宮町	○	5	5
我孫子市	○	1	6	睦沢町			2
鴨川市	○	13	13	長生村			0
鎌ヶ谷市		1	6	白子町	○		3
君津市	○	8	8	長柄町		1	2
富津市		2	11	長南町		2	4
浦安市	○	10	11	大多喜町		5	5
四街道市	○	6	6	御宿町			3
袖ヶ浦市			6	鋸南町	○		3
※市原市の小域フォーラム数=地区社協内の小学校校区での小域フォーラム設置数(市内小学校区は全46校区)				合計	31	324	581

## 7. 地域福祉フォーラムの設置状況の推移について

地域福祉フォーラムの新規設置状況（助成金交付決定数）

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合 計
基本	1	2	8	3	4	0	2	3	1	1	1	2	3	31
小 域	6	11	50	86	47	35	11	21	13	17	20	5	2	324
計	7	13	58	89	51	35	13	24	14	18	21	7	5	355

※平成 20 年度は千葉市で 45 ヶ所小域を設置

地域福祉フォーラム設置状況（平成 30 年 3 月現在）

